				物		件		明	細		
物	件番号	所在地 (路線名)		野中五丁目271番8外 0号 野中跨道橋下)	交通 機関		仮線 古市駅 5 1,000m	最 低 占用料 (年額)	2,056,350円/年	占用期間	5年
				特記事項	ı						
面	ī 積	占用許可対象面積 2,971.59 m ²					※便宜上、「野中」交差点~「野中南」交差点間を『北区画』、「野中南」交差点~「野中5」 交差点間を『南区画』と表記します。				
接面道路		東側: 国道(南行側道)・幅員約5.5~6.5m・舗装有・高低差無・南行き一方通行 西側: 国道(北行側道)・幅員約6.0~7.0m・舗装有・高低差無・北行き一方通行				1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。 2 占用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。					
0,		※北区画の北側・南側及び南区画の北側については、交差点内のため出入口設置 不可。					3 対象地への車両等の出入りについては、現況の出入口をそのまま利用してください。 現況の出入口を使わず新たに設置する場合は、大阪府富田林土木事務所及び大阪府羽曳 野警察署と協議し、事前承認を得てください。なお、この場合は現況の車両出入口を構造物に				
	都市計画法	市街化区域内					よって閉鎖する等の工事をしていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木 事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な 場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負				
法		用途地域									
令に		地域地区建ペい率					担となります。				
. 基づく制	その他 の	•道路法(国道 170号区域内)				(お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話0721-25-1131(代) 大阪府羽曳野警察署 交通課 電話072-952-1234(代) 4 北区画内中央付近にグレーチングが設けられており、地下には水路があります。また、これ					
限	法令等						らの施設の関係者が立ち入ることがあります。グレーチング上には、物件を置かないようにし、 さらに上記の者による実施調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は 移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は、全て占用者の負担となります。				
その)他条件	•火気厳禁					(お問い合 大阪府富E	わせ先) 日林土木事務所	管理課 電話0721-25-1131(f	(†)	
	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号		5 対象地内に電気用マンホール(大阪府)7箇所及び信号用マンホール(大阪府警)2箇所が					
供		対象地周辺	対象地内	無去儿及し	ア电叩田	7	設置されています。これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール 上には物件を置かないようにしてください。さらに上記の者による実施調査等で対象地にある				
給処	公営 水道	本管 有	引込管 有	引込み不可			施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は、全て占用者の負担となります。				
理	電気	 配電線	引込線	 関西電力送配電コンタクトセンター		(お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話0721-25-1131(代)					
施設		有	有	1900年7月2日 1900-777-3081			大阪府羽曳野警察署 交通課 電話0721-25-1131(代) 大阪府羽曳野警察署 交通課 電話072-952-1234(代)				
の	都市	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター							
状	ガス	有	無	06-6202-2141			6 対象地近辺には公共下水管がありませんので、排水が生じる利用はできません。				
況	公共	本管	引込管	3173 7. 7. 7		そのため上水道についても、引込は不可とします。					

(裏面へつづく)

引込み不可

下水道

特記事項

7 電気については現在、「野中南」交差点東側にある引込柱から、高架下の駐車場と 高架道路の照明灯用に引き込んでおりますが、現況のものをそのまま使う場合に限り 引き込みを認めます。

(別の箇所で新たに引き込むことは許可できません)

(お問い合わせ先)

大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)

8 対象地の北区画の一部において、関西電力送配電株式会社のケーブルが対象地 に対して斜めに縦断しております。詳細については、関西電力送配電株式会社に確 認してください。

(お問い合わせ先)

関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081

9 当該地には分電盤が2つ設置されています。南側の分電盤は大阪府所有のもので 貸付面積の対象範囲外です。北側の分電盤は大阪府と現占用者が共用で使用して おり貸付面積の対象範囲となります。分電盤を開ける際は大阪府富田林土木事務所 と協議し事前承認を得てください。

(お問い合わせ先)

大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)

10 国道170号の北行側道及び、南行側道にガス本管が埋設されています。詳細な埋設 箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス株式会社にお問い合わ せください。

(お問い合わせ先)

大阪ガス株式会社導管情報センター 電話 06-6202-2141

11 対象地の北区画の一部において、NTTのケーブルが斜めに縦断(土被り約1.3m)しております。詳細については、株式会社NTTフィールドテクノに確認してください。 (お問い合わせ先)

株式会社NTTフィールドテクノ関西支店大阪営業所 電話 06-6718-4296

12 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「はざみ山遺跡」の 一部に指定されており、国道170号野中跨道橋建設に伴い、平成5年度に本件対象地 のうち北区画の一部についてのみ、発掘調査を実施しておりますが、その際に調査し た部分以外の部分については未調査となっております。

本件対象地を使用するにあたり、掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があるほか、過去に発掘調査がなされていない箇所における掘削の場合は、発掘調査が必要となります。詳細につきましては、藤井寺市教育委員会文化財保護課と協議してください。

なお、これらの届出や調査にかかる費用につきましては、全て占用者の負担となります。

(お問い合わせ先)

藤井寺市教育委員会文化財保護課 電話 072-939-1111(直)

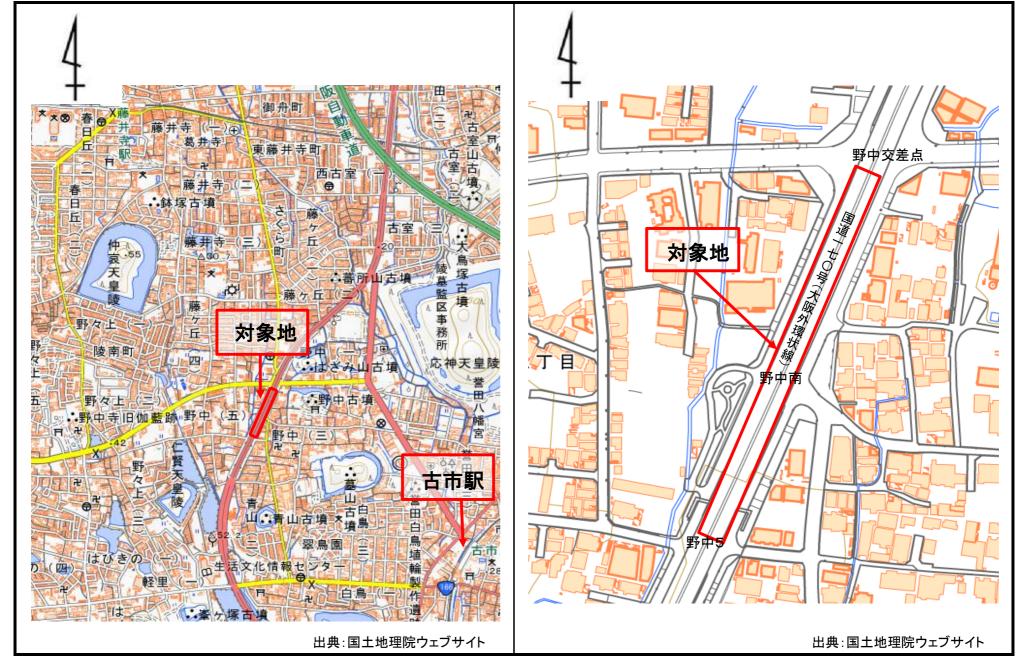
- 3 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入る ことがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、 施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占用者の 負担となります。
- 14 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、対象地の上にある高架橋については、令和3年度に定期点検を実施する予定ですので、あらかじめご承知置きください。

(お問い合わせ先)

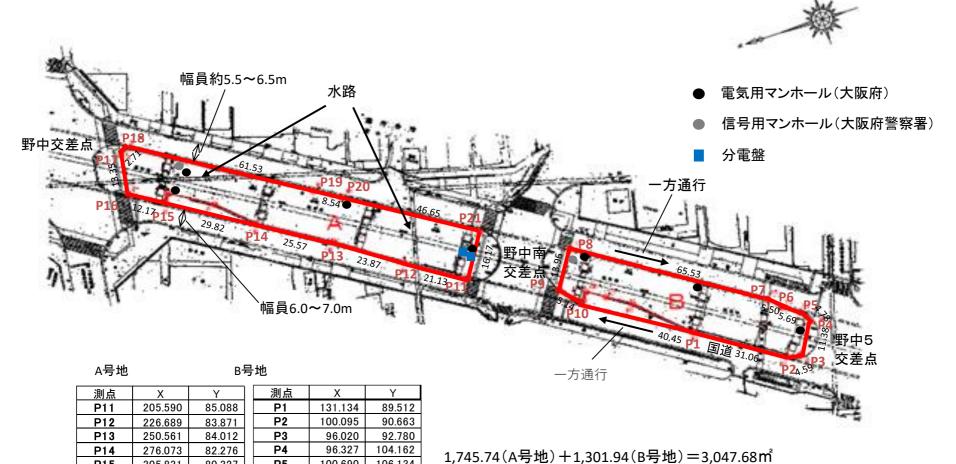
大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)

- 15 対象地は過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で令和3年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和3年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設ですのでそれらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 16 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 17 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に 落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 18 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 19 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占用に起因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図(物件番号:第1号)



(2)平面図・丈量図 (物件番号:第1号)



測点	Χ	Υ			
P11	205.590	85.088			
P12	226.689	83.871			
P13	250.561	84.012			
P14	276.073	82.276			
P15	305.831	80.327			
P16	317.975	79.439			
P17	324.137	91.282			
P18	323.101	93.795			
P19	261.708	97.999			
P20	253.185	98.557			
P21	206.602	101.236			
倍面積	3491.483256				
面積	1745.741628				
地積		1745.74			

測点	Χ	Υ			
P1	131.134	89.512			
P2	100.095	90.663			
P3	96.020	92.780			
P4	96.327	104.162			
P5	100.690	106.134			
P6	106.383	105.900			
P7	111.713	107.274			
P8	177.186	104.320			
P9	176.510	90.376			
P10	171.586	88.892			
倍面積	2603.8928				
面積		1301.9464			
地積		1301.94			

1,745.74(A号地) +1,301.94(B号地) =3,047.68m 橋脚等控除面積 76.09㎡ 3,047.68-76.09=2,971.59㎡ 占用許可対象面積 2,971.59㎡

図面名	貸付平面図
作成年月日	令和2年6月4日
事業者名	大阪府